HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|---|---|
| Title | 企業形態としての株式会社 |
| Author(s) | 森, 杲 |
| Citation | 北海道大學　經濟學研究, 26(4), 115-144 |
| Issue Date | 1976-11 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/31357 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 26(4)_P115-144.pdf |

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

# 企業形態としての株式会社

森　　杲

## 1.

経営学が研究対象にする個別資本は，資本制的生産様式の基礎のうえにある個別資本一般ではなくて，独占企業としてあらわれるような個別資本である。資本制生産において，個々の資本の一見独立した活動が，相互の作用をとおして資本の一般的法則を定立せしめるという意味では，そのような個別資本の運動や形態は経済学の対象であるにすぎない。経営学の固有の対象になるのは，その個別的，主体的動向が，一般的法則のなかに秩序づけられるだけでなく，それをこえて特殊に大きな社会的影響力をもつからこそ，その個別性において分析の対象にならざるをえないような個別資本である。経営学が20世紀にはいってから経済学の一分岐として独自化したのは，基本的にはかかる分析の必要にもとづくのである。

したがって経営学が対象にする企業形態はまずもって，独占企業に支配的な企業であるところの株式会社である。合名会社，合資会社，有限会社，各種組合のごとき諸企業形態は，株式会社とおなじ次元で対象にされ分析されるべきものでなく，あくまで株式会社分析との関連において考察されるべきものであるにすぎない。

同様に，経営学が対象にする株式会社は，あくまで独占企業形態としての株式会社なのであるから，今日いわゆる法人成りによって生じた厖大な中小の株式会社を，それと混同してはならない。さらに，株式会社そのものが独占資本主義の時代よりはるかに古くから存在しているからといって，それを独占段階の株式会社とおなじ次元で対象におくこともできないのである。

このような意味でわれわれは，多様な企業形態のなかから株式会社形態を

選りだし，資本主義の創始期いらいある株式会社のなかから独占段階の支配的株式会社のみを区別して，経営学の（その一部門たる企業形態論の）対象に据える。そのうえでてくる最初の問題は，かかる株式会社を，いかなる性格の企業形態として規定しうるかである。この規定に必要なかぎりで，われわれは，株式会社と他の企業形態とを比較すること，独占段階以前の株式会社のさまざまの歴史的形態を解明することを要する。本稿の分析視角は，まずそういうかたちであたえられる。

これまで経済学における株式会社論は，産業資本の運動の論理の極限に，いかなる意味で株式会社（あるいは株式資本）の成立が説けるかを，ひとつの主題にしてきた。それは株式会社を主題にしているが，じつは真の主題は株式会社じしんにあるのでない。産業資本の運動原理の展開が，究極においていかなる資本を生むか，それはいかなる意味で独占資本の運動原理にひきつがれるか，という問題のほうこそ，真の主題だといえよう。いいかえれば，資本制生産そのものの胎内に株式資本をやどす要因があるかぎりでのみ，株式会社は論議の中心におかれたのである。

そういう問題領域では，たとえば独占段階以前から存在していた株式会社をどう規定しそれと独占段階の株式会社をどう区別するかといったことには，第二義的な意義しか認められないのが当然である。もともと株式会社なるものじしんは，資本家たちの共同出資のための法的形式にすぎないのだから，それをいくら詮議しても株式会社の経済規定はえられないとする理解が前提されていて，株式会社そのもののさまざまの歴史的形態を，総じて考察の外においてきたといえよう。商人資本や金貸資本をみるのとおなじ視角——商人資本じしんは歴史的に資本制生産様式よりも古いものだが，解明さるべきは商人資本じしんの歴史的諸形態ではなくして，資本制生産の運動原理にそれがいかに「内面化」されるかの論理であるという——が，前提されてきたともいえる。

本稿の主題は，株式会社それじたいである。したがって，上において第二義的とされてきた問題こそが，本稿の主題になる。すなわち，独占段階の株

式会社を他の企業形態から区別するもの，独占以前の歴史段階における株式会社から区別するものはなにか，株式会社の諸規定は，歴史的にそれぞれどの段階にどのように胚胎し成長してきたものであるか，を詮議しようというのである。

その意味で，本稿は，株式資本の規定をめぐる従来の経済学上の諸論議に，ただちにかかわるものでない。むしろ問題の焦点をぼかさぬために，そうした論議にかかわることをできるだけ避けたいとかんがえている。しかしながら，まったくかかわらずに終ることができないことも，もちろんである。

私見によれば，これまでの経済学的な諸論議のいくつかは，本稿が以下にのべるような論点をあまりに軽視していたことからきたと思われる欠陥を，部分的にせよ有している。その欠陥の主要な一例をあげれば，産業資本の運動から株式資本の成立を説くという問題に執着するあまり，現実の株式会社がもつ諸規定のすべてを産業資本の内生的な論理から導出せねばならぬとか，かく導出しうる規定性をもって株式資本の基本規定と即断する傾向がある。そのような傾向をもつ議論のなかでは，株式会社の結合資本としての性格がしばしば軽視され，あるいは奇妙な位置をあたえられる。また株式会社のもつ有限責任制は，ただちに資本物化の表現とみなされる。そうした見解にたてば当然，現実の株式会社がけっしてすべての個別資本の普遍的な会社形態になりえない（独占体の企業形態にしかならぬ）理由をのべることが，最大の難問になるだろう。この難問への説得的な解を，彼らは未だあたえていないように思われるのである。

歴史的にいえば株式会社は，ほんらい産業資本の運動の外において生成・発展してきたものである。19世紀後半以降，産業資本がいわば外部にあるこの企業形態を自己の運動の内部にとりこもうとするが，それは株式会社がすでに有する規定性ゆえに，ついに産業資本の運動に全面的に内面化されることがない。とはいえ反面，株式会社は産業資本にとりこまれることによって，社会制度の一面をなすもの（株式会社制度）となり，独占資本主義段階の到来を基礎づけるものとなったのである。

産業資本の運動の極限におけるいかなる要請が，株式会社を呼びこみ自己の企業形態にしようとしたかという問題にかかわるかぎりで，本稿の叙述は従来の経済学的な株式資本論の主題と，ある程度かかわらざるをえないであろう。だが本稿はあわせて，呼びこまれる株式会社じしんが，産業資本の外において，かつ産業資本の運動に対応して，どのように発展しいかなる規定性をそなえるにいたったかを，究明しようというのである。かかる究明を経て，独占段階の株式会社の画期性と特質を浮びあがらせることができるだろうからである。

なお，株式会社の生成の必然性と歴史的規定性については，すでに大塚久雄氏の周知の著作『株式会社発生史論』における研究がある。大塚氏はそこで，資本集中論の観点から，産業資本に先だつ前期的資本の時代にすでに，個人企業が合名・合資の経路を経て株式会社に成長したことを説く。私は氏の株式会社生成の論理にはさまざまの疑念をもっており，別稿でそれを総括的に検討したいと思っているが，ここで付言しておきたいのは，上記の経済学的な株式資本論の論議に加わってきた人々が，株式会社の歴史的形態にふれるさい，しばしば大塚氏の所論をほぼうのみにしているか，または少なくとも大塚説への適切な評価をくだしえないでいることである。そのことは，株式会社制度の全面的理解に小さくない問題をのこしているように思われるのである。

## 2.

われわれが最終的に規定しようとするのは，独占資本の支配的企業形態としての株式会社である。しかしながら，株式会社形態そのものは，産業資本の段階にも，またいわゆる前期的資本のなかにも存在する。

それらに株式会社という共通の呼称をあたえる根拠，すなわち株式会社に最も一般的な性格はなにかというなら，それは結合資本の会社形態だという以外にないであろう。資本を集めてなった企業という意味では，一見たとえば合名会社も同様であるが，合名会社は今日まで血縁性などの紐帯をはなれた結合資本の形態になりえず，また結合された資本は本質的に一企業内に融合してひとつの個別資本に解消される。つまり個別資本の内部における共同出資形態にすぎず，一企業内に種々の個別資本の独自性をのこして運動して

いる「結合資本」ではない。したがっていわゆる「自己資本の他人資本化」をとおして，社会的資金を糾合する道を，展望しうるものでない。

この，結合資本としての個別企業であるという意味において，株式会社は他の企業から区別される第一の独自性を有する。株式会社の運動は，基本的にかかる独自性の展開としてあらわれる。

この第一の独自性は，つぎのような意義においてとらえられるべきであろう。

まず，株式会社はいかなる時代，いかなる生産様式の基礎上においても，「結合資本」であるゆえに，つねにその結合の前提をなす単位としての個別資本の広汎な存在のうえにたつ企業である。すなわちほんらい的に，単位資本の具現たる無数の個別企業と共存し，そのうえにたつ特殊な，例外的な企業形態である。それはけっして，資本の運動の極限形態としての普遍性をもつことができない。

このことは，株式会社を社会化された資本 Gesellschaftskapital と呼ぶための，第一次の要因である。そもそもたとえば前期的資本の時代においてさえ株式会社を社会化された企業形態と呼ぶのは，一見ひとつの背理である。だがそれは，個別資本にたいする結合資本の位置につくかぎりで，「社会化」という呼称をうけとるのである。

結合資本という独自性はむろん，独占資本主義のもとでもつらぬかれる。株式会社は，独占段階の支配的な企業形態である。だがここで「支配的な」というのは，株式会社が独占段階の最も一般的な企業形態であることを意味しない。株式会社は独占企業の形態であるにすぎず，その底辺におびただしい量の非独占部門，非株式会社（「法人成り」の擬似株式会社をふくむ）をおいて，はじめてなりたっている。株式会社における資本の結合性は，けっして単純に，個人企業が蝟集して合名会社をつくり，そこにさらに資本が付着して合資会社になり，最後に株式会社になるというふうに，単位としての個別資本じたいの規模の巨大化によって，すなわち大塚久雄氏のいわゆる「資本の個別性をよりたかき個別性において止揚」したものとして，あるのでは

ない。

と同時に，つぎの面が重要である。たしかに資本主義の最高の段階の株式会社といえども，それは資本の普遍的形態となりえない。だがこの段階で特殊な，例外的な形態というときには，その意味は19世紀以前とは異なる，より高次のものをふくんでいる。すなわち「資本一般」の成立に対する意味での（その外辺におけるものとしての）特殊でなく，再生産構造の中核部分にこそあらわれる特殊であり，またその資本結合は，貨幣市場に集積された社会的貨幣資本との不断の有機的な連繋のもとでのみ，遂行される。一株式会社が会社内部に多数の個別資本を擁するという「結合」資本たる独自性は，株式資本のいわゆる「二重の存在」をとおして発揮されることになる。後述するように，結合資本たる性格のかかる高度化こそ，株式会社の「制度化」への基本的な道すじをなすとかんがえられるのである。

## 3.

以上の観点をふまえて，まずいわゆる前期的資本の時代の株式会社（以下，前期的株式会社と略称する）の性格に，検討を加えてみよう。

前期的株式会社じたいを全面的に規定しようとするなら，それが経済外的な諸要因に特徴づけられた「特許会社」だという性格を，おとすことができない。その性格を捨象して，もっぱら資本集中論の観点から，合名・合資・株式会社という展開の論理によって前期的株式会社の生成史を説き，しかもその論理を近代的株式会社の生成にもあてはめうると解したことは，大塚久雄氏の『株式会社発生史論』の根本的な難点をなすと思われる。

前期的株式会社にとってさまざまの経済外要因や特権は，存立のためのたんなる（大塚氏のいうような）産婆役ではなく，この株式会社の本性をなすものである。しかしながらわれわれはここで，そうした前期的株式会社の本性や生成史そのものを論じようというのではない。解明すべき目標をあくまで独占段階の支配的企業形態たる株式会社においているのだから，ここでは，どのような生産様式の基礎上にも共通する，結合資本たる性格にかかわるか

ぎりで，前期的株式会社を対象にするにすぎないのである。

前期的株式会社は，結合資本たる性格において，他の時代の株式会社と共通する。むしろこの点で前期的株式会社は，そもそも株式会社の第一次的な規定が結合資本たるところにあることを，最も純粋に示しているとさえいえる。なぜなら株式会社は，生産の様式いかんからいちおう独立した資本結合の形式であるかぎりにおいて，前期的資本の企業形態となりえた。そこにはまだ，他の種々の経済的規定はつけ加わっていない。結合資本たることは，かえって資本が生産そのものを支配していなかった時代の株式会社の，いわば唯一の経済的機能として顕現したのである。

前期的株式会社には，今日の意味での有限責任制――資本物化を根拠とする経済的カテゴリーとしての有限責任制――は存在しない。今日の意味での有限責任制は，生産・取引主体の法人化に対応して，会社と出資者との責任・権利の関係を第一義とする概念である。前期的株式会社についてはそうではない。そこでは出資者たる株主が，しばしば会社から出資額をこえる追加支払を求められた。また近代的所有に根ざした一株一票制はなく，取締役団の権勢は総じて身分や公権力との密接なつながりのもとにあった。株式は等額分割されておらず，株式の譲渡・売買も例外的・局部的であった。

前期的株式会社における有限責任制なるものは，なによりも会社が他（取引者，債権者）と対する場合の出資者の責任限度を画するものであり，要するに出資者の出資と彼の個人財産との区別を保障するものとして出現した。このことは，つぎの二点において注目せられるべきである。第１に，株式会社への出資は，出資者個々人の個人財産（おそらく彼らの主たる活動の場）と共存し別行動することを，すでに予定している。すなわち個々人の財産の活動を一方に予定しつつ，それらが「結合」される部分だけを株式会社としていわば切りとって，それに法的承認をあたえているのである。第２に，したがってかかる有限責任制は，公権力による「特許」が保障するかぎりで実効をえたのであり，「会社」の設立とともにおのずから生れたものでない。じっさい有限責任制なるものは，それ以上の意味においては，当時まったく不

明瞭で効果のうすいものだった。有限責任制そのものは，当時は株式会社を特徴づける標識とはみられていなかったとさえいえる。

前期的株式会社にとっては，株式市場の存在は必須の要件ではない。持分の売買が局部的に（煩雑な売買契約書の形式をともなって）おこなわれたこと，確定資本金制や等額株式制の萌芽がみられることは事実であるが，それらは未だ株式会社の本質規定にかかわるものとなっていない。

むしろのちの株式会社の規定にかかわるものとして重要な当時の証券市場は，公債市場である。いうまでもなく公債政策は，原蓄政策体系の支柱である。商品経済の存立条件をつくり整備するために，公債は，公共的施設をつくり運用するのみならず，公共的施設のうちのあるものが資本の領域にふみこむための橋渡しをする。その橋渡しによって登場したものこそ，当時の代表的株式会社だったといえる。当時の代表的株式会社は，起債の利子を国債発行による国庫収入をもって支払い，また政府の財政窮迫のさい既発行公債を株式発行によって引き受けるなど，換言すれば，株式証券を国債に準ずる質のものとなし，あるいは株式証券を公債などの債務証券との未分化の状態におくことによって，そのかぎりで株式の流通市場をもったのである。いわゆる資本の二重化を流通の根拠にしているのではない。したがってむろん，資本の所有権の売買という観念はうすく，配当範疇は未確立（利子と未分化）である。

このように前期的株式会社は，その特許会社としての性格を基盤にしながら,「結合資本」規定を前面におしだして成立した。株式会社に独自の有限責任制や資本動化の規定性は，未だ顕現していない。

## 4.

産業革命後の，すなわち産業資本の確立期における株式会社は，前期的株式会社にたいするより高次の規定性を身につける。

会社法学者が株式会社の発生史を論ずるさいには，株式会社の基本指標が有限責任制におかれるのがふつうである。そして有限責任制の19世紀ヨーロ

ッパにおける確立，法制化が最も重視される。フランスの1808年商法典から1863年有限責任制にいたる経緯，ドイツの1861年統一商法典，19世紀中葉イギリスの諸会社法における有限責任制やジョイント・ストック・カンパニーなどが，株式会社制度の成立の指標とみなされる。前期的株式会社の特許会社たる性格は，会社設立の特許主義の時代の表象とみなされ，のちにそれが許可主義，準則主義に発展して，株式会社の制度としての確立がもたらされたと解される。

しかしこのような理解は，経済学的にはいちじるしく不十分なものである。

このみかたには，根本的に二つの難点がある。ひとつは，前期的株式会社と19世紀の一般会社法にもとづく会社・有限責任制とが，ほぼ連続的にとらえられていることである。前期的株式会社＝特許会社が大商人資本の会社形態であった以上，資本家的生産様式の基礎上でそれは，優勢裡に発展しつづけることができない。生産過程における資本物化を反映した19世紀段階の有限責任制（一般会社法化）は，特許会社との対抗のうちにこそ生れたことを，看過してはならない。しかも後述するように，前期的株式会社と対抗しつつ成長したのは産業資本の個人企業（パートナーシップなどを含む）なのであって，産業資本段階の株式会社でなかったのである。

もうひとつは，このみかたにしたがえば，19世紀の産業資本時代こそ，株式会社が一般法によって容認され制度化された時代だということになる。だがじつは，そうでなかった。かかる理解からは，株式会社の制度としての確立が独占資本主義の基礎をあたえたことの意義が，ほとんど問題になりえないのである。

有限責任制はたしかに，19世紀中葉にいちおうの法制的確立をみたといえよう。にもかかわらず，株式会社じたいは，けっして産業資本に一般的な企業形態にならなかった。これはたんに，法制と経済的実態との時間的ズレの問題でない。反面で株式会社はこの時期，むしろ産業資本の外辺で普及し，盛況を示すようになったからである。

経済学研究の分野でも，その点の認識はなお不明瞭さをのこしているよう

に思われる。たとえば鈴木芳徳氏はつぎのようにいう。

「……法制上の形態としての有限責任制度は，経済的内実としての資本が近代産業資本に転成し，経済的な内容が充たされたときはじめて完成するものであることが改めて強調されてよいように思う。近代的な法律上の形成は，近代的な経済的内実をえてのみ完成される。……（17世紀の）特許独占的前期的株式会社の範囲内では，株式会社はほんらいの発展をとげることができなかった。特許会社はみずからの否定のうちにしか，株式会社制度を正規の軌道にのせることはできなかったのである。東印度会社等の特許会社の系譜の限界内での発展には限度があった。有限責任制度の発展に限度があるのは当然ともいえよう。完成への道は，むしろこれら特許会社と対抗的に発展してくる法人格なき会社によって拓かれ，特許会社の命運は尽きて衰退してゆくのであって，その固有の限界は深く反省さるべきであろう」（鈴木『信用制度と株式会社』新評論，1974年，235～6頁）。

おそらくこの見解は，経済学者の多数のものである。またかかる論議は，『資本論』Ⅲ巻20章「商人資本に関する歴史的考察」の，前期的株式会社への適用だといってよいであろう。

ここにいわれているように，前期的株式会社＝特許会社における有限責任制と，19世紀段階の有限責任制とを，たんに連続的にみてはならない。後者は，資本の物化・客観化の進展の反映であり，そのような「経済的内実」をもつ有限責任制である。それは資本の運動に内在する普遍的な傾向の反映であり，いかなる形態の企業のうちでも，さまざまのあらわれをせざるをえないものである。

しかしながら鈴木氏が，「完成への道は，むしろこれら特許会社と対抗的に発展してくる法人格なき会社によって拓かれ」るというとき，その主語は有限責任制でも株式会社でも（いずれでも）ありうる点に，私見との相異を蔵している。氏のここでの叙述は，19世紀段階における現実の株式会社の，特殊的，例外的性格を考慮の外においているのである。特許会社における有限責任制と産業資本段階の有限責任制とを非連続だととらえることは，そのまま歴史的に実在した株式会社の非連続を意味しない。むしろ上にいう有限責任制の内実の非連続と，会社法学者が説く株式会社法制の一定の連続的発展との双方から，19世紀の株式会社の位置をみなければならないだろう。

株式会社設立の法規制が緩和され一般法化されて，法制上の障害がなくなるにつれてかえって，株式会社がその経済的本性からして「一般的」な会社形態になりえないことが，顕現したといえる。資本が生産を支配していなかった前期的資本の時代には，最高の会社形態である株式会社が大商人だけに採用されるのも当然とみえたであろうが，産業資本の時代には，資本が生産そのものをとらえることによって，株式会社が代表的産業資本に普及するよりむしろ生産過程の外に押しだされるという性格が，顕著になったのである。これは，商人資本がかつての独立的・支配的な存在から資本一般にたいする一契機に格下げされ，再生産運動のなかに「内面化」されるみちすじとは，決定的にちがう。そのちがいがきわめて重要である。

産業資本は，その運動——競争と信用——の一般的な展開軌道のうえで，おのずから株式会社にたどりついたのではない。株式会社を実現するには，より高次の契機が必要であった。産業資本段階における競争の進展は，マニュファクチュア時代の生産単位を結合するよりさきに，まず徹底的に分解する。諸資本相互のかかる分化をとおしてはじめて，個別資本は現実的に総体としての資本の諸条件のなかにおかれることになるのである。そのような運動のなかにおける個別資本の企業形態は必然的に，結合資本としての株式会社を，むしろ特殊な例外的なものとして運動の中枢から外へ押しだす傾向を，もたざるをえないのである。

## 5.

産業資本確立期における代表的な株式会社が鉄道業にみられること，証券市場ではかつての公債にかわって鉄道証券が取引の主流を占めるようになったことは，すでに多くの史家によって実証されている。にもかかわらず，そのことの積極的意義は未だ十分あきらかにされたといいがたい。産業資本の運動から株式資本をどう導出しうるかという問題領域においては，たとえばマルクスがしばしば，鉄道という，産業資本の周辺部の資本によって株式会社に言及したことの意義も，総じてマルクスの時代的制約を示すものという

面から論評される傾向がつよかったといえよう。

武井邦夫氏のつぎのような主張さえある。「自由主義段階においてもすでに,『株式会社制度』や『共同出資の持分』の売買があり,しかもそのさい貨幣市場利子率によって資本還元された価格を基準にしておこなわれていたのであるから,その意味では証券市場は充分に成立していたといわねばならない。それが19世紀末の証券市場と異なるのは,単に産業への株式制度の一般的普及(というよりも特に重工業への普及)にともなう市場規模の拡大という量的差異にすぎないのである」(武井『原理論と株式会社論』茨城大政経学会雑誌,第14・15合併号,97頁)。

ここでは上にのべた「周辺部」の問題が,完全に捨象されているといわねばならない。

武井氏のかかる記述は,じつは,氏独自の株式会社論の方法に由来する。氏は,「株式資本論を原理的に展開しようとすれば全産業部門に一様に妥当するものとしなければならないのに,特定産業部門の固定資本の巨大化を前提しなければ,実際には展開されえず,さりとてこれを原理論から追放すれば,物神性の極限概念である資本利子論を原理論から捨象する結果とな」る(武井『利子生み資本の理論』1972年,時潮社195〜6頁)ジレンマがあるといい,このジレンマを解決するために,いわゆる原理論の修正をおこなうのであるが,氏はその修正によって,帝国主義段階でなしに自由主義段階の株式会社こそ「純経済的現象」なのだから,それを原理論体系に導入しうるとする。かくしてあたえられる株式資本規定こそ,重商主義,自由主義,帝国主義の全段階に共通する形態規定になるというのである。本稿の冒頭にことわったように,私は本稿でそうした「原理論と株式資本論」といった主題にはできるだけかかわらないですますそうとかんがえているのであるが,それにしても武井氏が「純経済的現象」とみている自由主義段階の株式会社の実像と,私の同時代の株式会社像とはきわめてかけはなれているといわざるをえない。

鉄道株式会社をこの時代の株式会社の特例とみるのでなく,むしろ代表として分析の焦点におくことは,とりもなおさず,産業資本の蓄積運動の「外」に株式会社がまず定着したとみることを意味する。マルクスのいわゆる,生産価格の法則の領域外にある資本,一般的利潤率の形成に参加しない資本の企業形態である。

この,「外」にあるという表現の内容を,もうすこし吟味してみよう。

前期的株式会社は,国民経済のいわば枠ぐみ,商品経済の存立条件をつくりだす役割をになって登場した。その枠ぐみに支えられて商品経済じしんの

内実（資本家的生産）が成長するにつれて，おなじく前期的株式会社といっても，資本家的生産と対抗的な性格をつよめていく商人資本の特許・独占会社と，いかなる時期にも商品経済の存立条件となるような部門との，一定程度の分化が生ずる。周知のようにアダム・スミスは，前者の独占商人の株式会社を非難し，後者すなわち「商業の特殊部門を助長するために必要な公共土木事業及び公共施設」（『国富論』第5編第1章第3節，その2）のなかの株式会社を容認する。具体的には銀行，保険，運河，給水などの部門の株式会社化を容認するのであるが，『国富論』第3版（1784年）にその記述が加えられたいきさつなどからみて，当時の運河会社の興隆がスミスの見解に大きな影響をおよぼしたように思われる。

ともあれ，スミスが非難する特許会社も，また彼が容認する公共的装置の一形態としての株式会社も，いずれも勃興しつつある資本制生産にたいする外辺にあったというかぎりでは，それらは多分に一体のものであった。

それにたいして，産業資本段階における鉄道が生産価格法則の「外」にあるという場合には，その意味はより高次のものであるといわねばならない。

鉄道は一面では，スミスが株式会社たることを容認した運河や銀行などの延長上にある，すなわち「商品経済の存立条件」としての外部的装置である。その意味で，株式会社法制の発展史にみられるような継承性を示すわけである。と同時にもう一面では，産業革命をへてすでに確立した産業資本の再生産構造が，この装置を根底において規制している。経済外強制によってではなしに，経済の内在法則にもとずく合理的，文明的方法によって，根本的に規定されているところの外部的装置である。したがってそれは，再生産構造の外にあるものであって，またたんに外にあるものでない。

公共的施設＝外部的装置は，資本にもとづく生産様式が高度な段階に発展したとき，資本じしんの手でそれをつくりだし運用する可能性をも得る。たとえば道路交通の諸施設は，「本源的に共同団体（ゲマインヴェーゼン）の所有するところであって，のちには長いあいだ政府の所有になっていて，生産からのまったくの控除をなし国（ラント）の共同的な剰余生産物から差引かれる」（マルクス，『経済学批判要綱』高

木幸二郎監訳，大月書店，第Ⅲ分冊，460～1頁）ものであったが，資本が十分に蓄積されかつ交易が十分に大規模化すれば，資本じたいにとっての投下対象になりうるのである。資本の積極的な投下対象になりながら，しかしそれは最後まで資本一般の運動に同化しきることがない。というのは，交通手段がほんらい的に個別資本の個々の運動の枠をこえた共同的かつ巨大な部門であり，資本家の共同的な投下対象として，特殊な形態と運動を最初から予定されているからである。

経済的範疇としては，それは，自由競争を指向する資本一般の運動から区別されるところの「自然独占」性として（かかる意味での資本の社会化として）あらわれる。つまり，前期的株式会社の特許独占と異なり，経済活動にとっての特殊性――共同利用性や規模の巨大性――からくる自然独占，という表象である。そのような意味で，鉄道や運河などがその要件を最もよく満たすとみられたし，またしばしば鉱山や銀行などもその自然独占的本性において株式会社に適合的な部門とみられたのだった。

かくして鉄道株式会社は，商品流通に密着した共同的手段としての独占的性格と，巨大な資本規模の必要性とを内実にして，産業資本主義のもとでの代表的株式会社になった。かかる内実によって，個別企業の枠をこえた「社会化」部門として登場した。前期的株式会社はすでに結合資本としての社会化規定をうけとっているが，この段階の株式会社は，産業資本の運動との関連において，より高度の社会化規定をうけとる。すなわち，産業資本の運動の外にありながら，同時に産業資本の運動・資本の社会的集積の最先端，上にたつ資本の企業形態，という位置をあたえられるのである。

## 6.

株式会社の結合資本たる基本性格は，生産力的内実をもつことによって，あらたな諸特性を生みだしてくる。

第1に，その結合資本性格は，たんに既存の単位資本の結合を主体にするものからすすんで，「共同出資」性をいちじるしくつよめるにいたる。

鉄道株式会社（または鉄道に代表されるような株式会社）には，はじめておびただしい投資家群が出資した。出資者は各地の自治体をはじめ商人，銀行家，地主，その他実業家などからなる。すなわちほんらいの資本家の蓄積も，他階層からの資金もひとしく，ここに蝟集した。出資者数は一社あたり数百から数千におよぶのがふつうである。

鉄道建設のために出資する実業家たちの圧倒的部分は，自己の全資産をそこにむけるのではない。むしろ自分の事業をべつにもち，彼の事業の利益のために，資本の一部を彼の事業の外に投ずるのである。産業資本の運動の外に株式会社ができるということは，そういう内容をふくんでいる。前述のごとく前期的株式会社においても，個々人の財産活動と区別され並存する「資本結合」が予定されてはいたが，その程度は未だ稀薄であった。いまや株式会社に集められた資本は，結合資本といっても，個々の資本片としてはもはや独立性を喪失している（後述するように，「擬制」資本になることによってのみ，「結合」資本としての実をはたすことになる）。

第2に，株式会社は，独立性を喪失した資本の集合体となるという面では，「結合資本」として他の企業形態から区別されるほんらいの固有性を，あいまいにする。すなわち，株式会社があたかも合名会社→合資会社→株式会社と連続する系譜の極限（個別資本がよりたかき個別性に自己を止揚してなった究極の会社＝共同出資形態）であるかのような外観を呈する。

同様に，株式会社における有限責任制は，おのずから企業と出資者との関係を主たる内容とするものにかわってくる。それは産業資本の運動がもたらす資本物化，客観化を反映するところの有限責任制とおなじものではないが，制度上いちじるしくそれに近接したものとなる。

第3に，しかし株式会社の結合資本たる固有性は，なによりもつぎの面にあらわれる。まず鉄道株式会社は，社会的な資本のプールによってなる最初の企業である。この「社会的な資本のプール」という含意は，後述するように独占資本主義段階の株式会社にくらべるとまったく未成熟なものではあるが，しかし合名・合資会社における共同出資性とは完全に異質なものである

ことに，留意しなければならない。そしてそれは，いうまでもなく株式市場の成立によって基礎づけられるものである。株式市場の成立を根拠にして，結合資本における，いわゆる「自己資本の他人資本化」がはじまる。鉄道株式会社がほんらい的にもっていた，自己の事業の外に資本の一部を投ずる大多数の出資者（無機能資本家）と，彼らに選任されて鉄道事業に全精力を傾注するごく少数の経営者（機能資本家）とへの分化は，「自己資本の他人資本化」によって，大株主と中小株主の分化を助長し，株式会社の支配集中機能を惹起する。この傾向もまた，のちの独占段階の株式会社にくらべれば，未成熟なものではあるが。

第4に，この時期に代表的株式会社の必須の要件になった「株式市場」の性格に，もうすこしたちいってみよう。

発達した株式会社制度のもとでは，株式会社の資本は払込みと同時にいわゆる二重の存在をあたえられる。とはいえわれわれがいま対象にしている鉄道株式会社は，最初からかかる資本の二重化を社会的前提にしえたわけでない。

鉄道がなお公共的な，資本の共同的施設として認識されていた面においては，鉄道証券はまず公債との近似性をもって投資対象になり，公債市場の存在を前提にして市場化されていったのである。鉄道投資は，多数の実業家が自己の事業の外に投じたものであるゆえに，最初から彼らの事業と峻別され（それが株式会社固有の有限責任制の端緒となり），出資の限度内での利益の取得および投資資金の回収の可能性を要請した。その可能性は，貸付資本一般のメカニズム（すなわち貨幣市場の運動）とそもそもちがうところで，むしろ前期的資本いらいの公債市場の延長上にひらけていったわけである。そうした条件下で，資本家以外の投資家も最初から鉄道投資に参加したのであった。

固有の意味での資本市場は，産業資本じしんの運動の所産である信用制度を媒介にして確立する。その場合，従来の株式会社論では，貨幣市場から資本市場が分化する論理をどうおさえるかが論議されてきたわけであるが，われわれがいまおこなってい

る株式会社の歴史的展開にそくしていえば，順序はぎゃくである。公債市場を継承した鉄道証券市場は，ほんらいの資本家の蓄積からであるが他の社会層の資金であるかを問わずに利用する，独自の機構をつくりだした。かかる本性をもつ証券市場が，やがて産業資本の中枢部分の株式会社化によって，貸付資本の運動機構たる貨幣市場と，直接の有機的つながりをもつ。貨幣市場とならぶ資本市場を成立せしめるのである。

もちろん，公債が貸付資本一般の運動に接近していったように，鉄道証券もそういう過程をたどった。当時の近代的銀行業は，手形業務を担う一方で，公債・社債・株式を重要な投資対象にした。そこで会社証券が，貸付資本利子や国債利子とともに秤量され，たがいに影響しあったことはうたがいえない。

しかし，鉄道証券と狭義の利子生み資本の関連は，未だ十分なものではない。鉄道株価の尺度標準が利子率によってあたえられる関係は，なお成立していないのである。利子生み資本範疇が確立した社会では，あらゆる規則的収入が利子生み資本の果実とみなされ，その規則的収入を利子率で除したものを擬制資本と呼ぶわけであるが，鉄道株式はかかる意味の擬制資本になりきっていない。産業資本の運動のなかに胚胎する擬制資本範疇と，産業資本の外に開花した鉄道株式会社との間には，なお無視できない距離がある。鉄道資本が「一般的利潤率の均等化に参加しない」，あるいは「生産価格法則の外にある」ことに対応して，鉄道株のうごきは，貨幣市場との内面的，有機的連関をもつにいたらないのである。

マルクスが株式資本について，「利子ていどの利潤しか生まなくとも満足する資本」ととらえたことは，彼の株式会社観の歴史的限界を示すこととしてしばしばひきあいにだされる。たしかにそのことを株式会社そのものの本性のようにいうとすれば，正当でない。鉄道株への投資家は，けっして貨幣市場における貸付資本家の位置に自己をおいたのではない。貸付資本家と同一視できないことが，むしろ重要である。にもかかわらず，当時の鉄道が鉄道経営そのものであまり大きな利潤をあげえなかったこと，利子程度の配当しかおこなえなかったことも，事実なのである。マルクスは，まず租税や公債でまかなわれていた公共的施設が，資本じしんの手によって運営されるにいたる過程に着目して，株式会社化の契機をみた（前掲『経済学批判要綱』第Ⅲ分冊，459～70頁）。その視角は正鵠を射ているといえよう。

このように鉄道証券は，一面では公債との近似性において市場化を実現した。当時の株式市場が，量・質ともに鉄道株を中枢となすにいたったことは，周知のところである。とはいえそれは，公債との近似性においてのみ，市場化をはたしたのではない。公債をこえて,(また鉄道社債とも異なるものとして,)株式の固有の市場を生みだした推進力があるはずである。

投資家にとって鉄道株を公債や鉄道債から区別するものは，常識的には鉄道資本にたいする所有権の所在であり，したがって利子にかわる利潤への請求権であるとかんがえられよう。たしかにその点を否定することはできない。とはいえ，再三のべたように，それを今日の株式会社とおなじようにいうこともできない。いわゆる資本の二重化が未成熟であり，利潤や利子から区別される配当範疇が確立していない以上，所有証券，配当証券としての株式の流通も，きわめて限定されざるをえないからである。

ではそれにかわる，株式市場に固有の推進力は何であったか。それは投機証券としての株式の特性，すなわち生産過程であがる利潤の配当以外の，証券の売買差益である。

つまり，投資家が株式そのものについては利子相当の配当しかないのに鉄道株を買ったのは，ひとつには鉄道の公共的・共同的性格のゆえに，公債にたいすると同様，貸付資本家的に行動したからであり，もうひとつより積極的には，配当収入を上回る投機利得に誘引されたからだというべきであろう。

この投機の根拠になる株価を規定する要因としては，まだ鉄道利潤を一般利子率で資本還元する社会的機構を前提できない。規定要因はもっと多様であり，利回りと利子率の相関もあいまいである。だが反面，ここでの投機がすでに，前期的資本の運動が生産過程外の価格差による収益によってなりたっているのとは，次元の異なるものであることも，あきらかである。それは，産業資本の成立によって根拠を失なう投機でなく，ぎゃくに永続性を獲得し，産業資本と相互に規定しあいつつ資本の固有の「流通市場」を成立せしめるにいたる投機である。株式会社は投機を契機にして，擬制資本一般の範疇に接近していったのである。

## 7.

産業資本段階の代表的株式会社にみられる諸特性は，以上のような意味で，前期的株式会社いらいの結合資本規定を，産業資本の運動に対応させつつより高次に展開したものであるが，しかしながらそれは，のちの独占資本主義段階の株式会社と比較してみれば，つぎのような諸点においてなお未成熟未完成のものであった。

第1に，鉄道株式会社（または鉄道に代表されるような株式会社）は，その固定資本規模の巨大なる点において資本一般にたいする突出した存在であり，かかるものとして株式会社形態を採用した。しかしながらその固定資本の巨大性は，産業資本の真に中核部分における社会化の表現でなくて，多分にそのほんらいの「公共事業」性を随伴した，産業資本のいわば外辺における突出した巨大性である。株式会社が，生産力の増大を資本制的な生産様式によって処理しうる最高の企業形態であるという意味を，なお十全に確立したといいがたいのである。

第2に，当時の株式会社における有限責任制は，事業家たちが各自の主たる事業から区別して資本片を外に投じたところに多分にその根拠があるのであって，資本の物化・対象化・客観化の反映としての実体を十分にはそなえていない。したがって機能資本家（経営者）と貨幣資本家（出資者）の分化，大株主と中小株主の分化の根拠も，ある程度まで当時の事情による，特殊な偶然的なものである。有限責任範疇を基準にして，合名—合資—株式会社の連続的な発展があったかのようにみせる表象も，未確立である。

第3に，株式市場の「資本市場」としての存在も，まったく未成熟である。鉄道株式会社は「社会的な資本のプール」によってなりたち，株主が転々交代しつつも企業はかかる自然人の動向とべつに「会社じたい」として永続する，そういう面からの社会化規定をたしかにうけとっている。だが鉄道資本の商品化（所有券の売買）は，しょせんは鉄道資本のみの範囲でおこなわれているのであり，真の意味で全産業におよぶ諸資本を通約し，それによって諸資本の社会的編成，配分，結合を遂行させるような資本動化，商品化では

ない。「社会的な資本のプール」という意味はきわめて限定づけられており，貨幣市場との有機的連関をもつ資本市場になってはいないのである。

19世紀段階の株式会社における，以上のような諸特質と未成熟とをおさえることによって，われわれは，独占資本主義段階の株式会社にいかなる規定をあたえうるか，いかなる意味でそれ以前の株式会社から区別されるものであるか，産業資本の運動とどうかかわるものであるかという，つぎの階梯の問題にすすむことが可能になる。

岩田弘氏はつぎのようにいう。「もともと『株式会社制度』なるものは，『制度』そのものとしては，資本家たちの共同出資のための法的形式にすぎず，もちろんそれだけでは，経済的形態規定としての株式資本をなすものではない。……株式証券の売買も，それ自体としては共同出資の持分の売買形式による持手転換にすぎず，もちろんそれだけでは，経済的形態規定としての『資本の商品化』をいみするものではない。……それゆえ，それ自体としては共同出資のための法的形式にすぎぬ『株式会社制度』に経済的形態規定としての株式資本たる意義をあたえ，またそれによって，それ自体としては共同出資の持分の売買にすぎぬ株式証券の取引に，『資本の商品化』たる経済的形態をあたえるものは，むしろ，貨幣市場の利子率による利潤の資本還元の機構でなければならぬのであって……」(岩田『世界資本主義』1964年未来社，214～5頁)。

岩田氏が，「貨幣市場の利子率による利潤の資本還元の機構」を獲得したかどうかに今日の株式会社制度確立の指標をおいているのは，炯眼を示すものとはいえ，われわれのこれまでの検討からみて，なお一面的だといわねばならない。

また，そういう機構をまだもちえないでいる19世紀段階の株式会社をたんなる「法的形式」にすぎぬ，と片づけ，結合資本の展開としての経済的意義を不問に付していることは，明らかに不当である。この不十分さが，岩田氏の株式会社規定── 固定資本巨大化にともなう資金調達の側面を事実上排除し，もっぱら既存資本の合併集中形式としての株式会社に着目する── に影響をおよぼしていることは，まちがいないと思われる。

19世紀末以降，株式会社が独占資本主義の到来を基礎づける会社制度として確立したということは，株式会社の発展史にそくしていえば，つぎのことを意味する。すなわちそれは，産業資本の運動に究極的に規定されながらしかしそれに同化しないで特殊な位置をあたえられてきた株式会社が，いまや産業資本の運動機構の中核・基幹部分に移入されたこと，そのことによって

産業資本の蓄積に直接の大きな影響をもたらしたこと，である。

換言すればまた，それはつぎのことを意味する。結合資本としての株式会社は，つねに独占と不可分の企業形態であるが，それは前期的株式会社の特許独占，産業資本段階のいわば自然独占の表象からすすんで，自由競争に対立する産業独占の企業形態となるにいたる。そのことによって，株式会社の結合資本＝社会化規定は最高度の展開を示すにいたるのである。以下，その時点への考察にすすもう。

## 8.

あらたな問題は，つぎのようなかたちであたえられる。第1に，産業資本が株式会社形態を移入するために，産業資本じしんの内部にいかなる条件が成熟してきたか，第2に，産業資本のいかなる部分が，いかなる契機によって移入を遂げたか，第3に，株式会社が産業資本の運動機構の中枢部に移入され「制度」として確立したことによって，株式会社はいかなる規定性をそなえるにいたったか，である。それぞれの問題にたいする答えのいとぐちは，すでにあたえられている。

産業資本における資本関係の展開は，その究極に「もっとも外的な，もっとも物神的な形態」として，「それじしんに利子を生むものとしての資本」を生みだす。利子生み資本範疇が成立した社会では，あらゆる規則的収入をなんらかの利子生み資本の果実とみなす観念，収入の背後に利子生み資本が存在するとみる観念ができあがる。この観念のなかでは，産業資本じしんも，土地も公債も株式証券も，ひとしく資本として等置される。すなわちあらゆる規則的収入が，社会的に決定せられた貸付資本利子率で除した「擬制資本」として同列に叙せられ，秤量されることになる。

むろんその場合，国債などにおける擬制資本化が「純粋に幻想的な観念」であるのにたいして，株式証券はそうではない。株式証券は再生産に投じられた現実資本を代表しているのであり，株式会社におけるかかる意味での資本の二重化が鮮明になればなるほど，株式証券そのものが産業資本に接近し

ていくのである。

産業資本のほうも，擬制資本に自己を投影することによって，いまや現実的運動過程のさまざまの局面で現実資本を貸付資本に擬制し，またそういうものとして扱われる。資本物神化の極限を，現実資本みずからのなかで示すところの，さまざまの現象が生れる。

しかしながら，産業資本が擬制資本範疇を媒介にして資本物神の極限形態を生みだすということを，ただちに産業資本の株式資本化とみるのはあやまりだといわねばならない。なぜならそもそも株式会社は，産業資本が擬制資本化を介して生みだす諸規定以外の規定を，すなわち結合資本としての規定を基底においてなりたつものだからである。株式会社の産業資本への接近が，あくまで結合資本規定の展開としておこなわれたことは，すでにみたとおりである。

周知のように，また本稿の冒頭にふれたように，産業資本が擬制資本を介して株式資本化する論理をめぐる議論や論稿は多数ある。本稿ではその問題を，それらの論稿とおなじ密度で論ずるわけにゆかぬことを，ふたたびことわっておきたい。ここでは上のように，結合資本規定が基本規定である以上，産業資本は擬制資本を介してただちに株式資本に転化しうるものではないという，最も根本的なことを述べるにとどめる。

したがって産業資本が株式会社形態を採用するには，擬制資本一般から導出せられるより以上の契機が必要である。いうまでもなくその契機は，産業資本じしんの資本結合によってあたえられるであろう。

かかる意味での資本結合は，産業資本の発展にともなって投下資本量が一般的に増大するとともに，とりわけ特定部門において固定資本規模が個別資本の蓄積の限界をこえて要請されるという，生産力的な要因によってまず根拠づけられるであろう。ただしその根拠を，生産力発展にともない個人資本家の資力で投資がまかなえなくなった，という事実だけで説明するのは不十分である。第1に，すでに現存する株式会社制度なるものが，産業資本のうちのそういう部分を受けいれる制度として前提されている歴史的事実が考慮

されなければならない。株式会社は，かつての前期的株式会社のごとく，かならずしも巨大資本化する物的基盤をもたない事業の資本結合体であることを，すでにこえて社会的に存在しているのである。つまり，鉄道，運河や鉱山などがほんらい的に個別資本の蓄積の範囲をこえて巨大な共同的資本投下を要する部門であることによって固有の形態をあたえられているのである以上，産業資本もまた，先達と同質視され同列に叙せられる方向を指向することなしに，この社会制度の一員として登場しえなかったのである。競争過程で或る個別資本家の資力をこえて資本規模の拡張が要せられた時には，一般的には，彼は貸付資本を利用するか擬似株式会社をふくむたんなる共同出資企業の形態を採りえたにすぎない。そのなかにあって，規模の面でも社会的影響力の面でも鉄道などと同列視されうる巨大部門だけが，株式会社化にふみきる客観的条件をあたえられたのである。

第2に，しかしながらこれら特定の巨大産業（具体的には重工的産業）といえども，巨額の資本投下を株式会社化によって実現する条件は，資本規模の巨大化にともなっておのずからそなわるわけではない。

かつてその条件は，多分に当該部門の公益性，資本の共同利用性を直接のたてまえにしてそなえられた。そのことを特異な共同出資方式の基底におき，投機によって投資市場の拡大を推進したのである。いまやその条件は，競争場裡における産業資本の運動そのもののなかで，すなわち資本の集積集中の特定部門における表現として，もたらされなければならない。

検討さるべき問題の焦点はつぎのことにある。産業資本のうちの不均等に巨大化されてきた部門が，いかなる契機によって株式を市場化しえたか，それによって生産過程に固定されている現実資本を貨幣資本，の形態に擬制し（資本にいわゆる二重の存在をあたえ），集積・集中の飛躍的に高次の段階を現出しうることになったか。

産業資本の集積・集中運動はこれまで，貨幣市場を不可欠の機構として生みだし，利用してきた。とりわけ資本規模の巨大な基幹的産業は，貨幣市場における社会的資金の最大の利用者たる位置にいる。これら産業の株式発行

の成否は，すでに有している社会的資金のかかる利用機構を，投資資本にまで結びつけようとする努力とやりかたにかかっていたといえよう。

産業資本にも貨幣市場にも，その条件は成熟してきている。すでに一般的にのべたことを，もう少し具体的にいえばこうである。貨幣市場はほんらい，産業資本が再生産過程で一時的に遊離した資金を集めて形成されている。これとはべつに産業資本家は，鉄道など彼らの共同的施設に株式投資のかたちで投資している。利子生み資本範疇を介して両者は接近する。すなわち株価の尺度標準が利子率によってあたえられる関係が胚胎し，投資家が両者を秤量していずれかに投資する条件が生じてくる。銀行にある資金じしんが，しばしば株式投資に転化する。産業資本家の株式投資は，自己の事業の「外」に資本を投ずるものであるが，それはもはやかならずしも産業資本の運動の「外」に投ずる必要はない。

産業資本家のなかには，一方で産業資本家的機能を維持しながら，単に配当目当てにとどまらず，(かつて自己の経営の利益のために鉄道に投資したのと同様，)自己の事業との取引上の利益や支配拡張への思惑をこめて，いわば共同出資的に産業株に投ずるものもでてくるだろう。また自己の事業から完全に離脱してついに「貨幣資本家」に徹するという，敗退ないし退役資本家がとるコースも，資本動化の可能性のなかで新しい質を得てくる。他方で，地主や都市中間層などいわゆる非資本主義的領域から株式市場に向っていた資金も，貨幣市場との有機的，組織的連関をふかめつつ，「貨幣資本家」の資本たる質を獲得する。こうした資本が，鉄道などに匹敵する産業大企業の株式発行を待ちうけている。またこうした資本家群が，重工業的大企業が株式発行によって（換言すれば語の厳密な意味での株式会社化によって）一挙に飛躍的に巨大化しようというさい，最初から厖大な中小株主をそこに提供する源流をなすのである。

かかる条件の成熟を基盤にして，産業資本は競争場裡で資本結合を実現する。すなわち株式会社に転じ，株式を市場に向けて発行する。そのやりかたは国によっても景気循環の局面によってもさまざまである。たとえば，貨幣

市場の中心にいる大銀行が企業の要請に対応してさまざまの資本信用形態をあみだし，そこからすすんで巨大産業会社の株式発行をはじめて一挙，大量に引きうけ，また株式引受けをとおして産業会社の巨大化そのものをうながしたこと，既存資本の大規模な集中合併が株式交換（被合併会社への新株付与）のかたちで遂行され，この合併会社の株式がはじめて鉄道株などとならび市場で売買されはじめたことなどは，史実における最も代表的な事例である。そうした具体的な史実に個別にここでたちいるわけにいかないが，それは各国金融資本にかんする幾多の実証研究によって，すでにある程度まで解明されていることがらに属する。

同様に産業企業が競争場裡で株式会社化しようとする動機も一様でない。つまり株式会社化の契機が，資本規模の巨大化にともなう固定資本需要を株式発行でまかなうところにあった，などと決めてしまう必要はない。むしろ直接的には，たとえば岩田弘氏が説くように，企業の固定資本規模の巨大化にともない不況期の過剰資本の根本的整理が困難になり，「既存資本を破壊しないで合併集中しつつ温存するための形式」として株式会社化をはかったというのも，重要な契機のひとつであろう（そうでない契機を史実にみることもまた容易である）。だがそのことは，株式会社制度を資本動員の機構とみるかんがえと，対立するものではないはずである。産業資本の運動の外あるいは上で特異な位置をあたえられてきた株式会社にたいして，産業資本がみずからその分野に侵入しようという客観的な根拠は，個別資本レベルでの蓄積の限界を大きくこえて不均等に巨大化した資本規模にまず求められねばならない。株式会社にふみきる具体的契機が，特許や政策や「公益性」でなしに資本の競争場裡で形成され，そのさい資本規模巨大化の問題が，既存資本の価値破壊の困難として具現したというようなことは，むしろ異なる次元で論ずべきことだろうと思われる。

かくして株式会社は，産業資本の集積・集中の高次の段階を反映する社会制度として成立するにいたる。すなわち，その蓄積がいわば社会的な資本のプールによって支えられるという面においては，「銀行制度を通して貸付資本

として利用せられてきた社会的資金を，更に徹底的に投資資本として利用」して，「資本自身にとってかかる方法によるより外には集積を実現しえない程の大企業を実現」（宇野弘蔵『経済政策論』弘文堂，1954年，145頁）するのである。このような社会的機構は，産業資本じしんが株会式社に転ずる段階においてはじめて確立する。換言すれば，株式市場はこれによって，貨幣市場と有機的に関連しつつ貨幣市場と区別されるところの，資本市場という範疇を獲得するわけである。資本集中の面においては，いわば特許独占―自然独占と，ほんらい的に独占の企業形態として生れ育ってきた株式会社を，産業資本の基幹部門がわがものとすることによって，競争場裡における資本集中運動一般から区別されるところの，特殊に歴史的な資本集中の機構を現出する。資本動化あるいは資本の二重化を基礎として，資本のいかなる破片もが糾合せられると同時に，大株主とそれをとりまく厖大な中小株主とへの分化，「会社じたい」による支配（所有と経営の分離）の進展が，経済的動因によって恒久化するのである。

## 9.

以上の検討の結果をふりかえることによって，独占資本主義段階の支配的企業形態である株式会社の性格に，総括をあたえることとしよう。

1．われわれは株式会社が結合資本の企業形態であるという，最も一般的な規定から出発した。結合資本たる性格こそ，株式会社を他の企業形態から区別する第一の独自性をなす。株式会社の諸特性は，基本的にかかる独自性の展開としてあらわれるのである。

2．したがって株式会社は，合名会社，合資会社といった，いわば個別資本の範囲内における共同出資企業のたんなる延長上にある企業形態ではない。すなわち個別資本がよりたかき個別性において自己を「止揚」してなった企業形態だという表現は不十分であり，むしろ個別資本の広汎，普遍的な存在を前提において，それらの上にたつ特殊な資本結合体だといわねばならない。

3．株式会社における有限責任制もまた，ほんらい株式会社に固有のもの

であって，最初からこれを資本物化の反映として，すなわち合名会社（全社員無限責任）→合資会社（無限責任社員及び有限責任社員）を経て無限責任制克服の究極に出現した制度と，理解してはならない。

4．株式会社は，いかなる生産様式の基礎のうえにおいても，独占の企業形態として把握さるべき本性をもつ。しかしながらその独占＝資本結合の主導力は，歴史の段階によって異なる。前期的株式会社の資本結合の動力ないし紐帯としては，重商主義的政策体系のなかでのいわゆる経済外的要因（特許状など）が，きわめて大きな意味をもつ。産業資本段階の代表的株式会社（鉄道など）においては，生産規模の巨大性とともに，なおその共同利用性，公共性が，結合の直接の根拠である。こうして株式会社における資本結合は，次第に経済的内実をそなえるにいたる。すなわち，一方で全産業資本の最先端にたつ巨大な資本規模を基盤とし，他方で資本結合を競争場裡での資本集中によって実現するものとなってくるのである。

5．独占資本主義段階の株式会社制度確立の歴史的意義は，まずもって，ほんらい個人資本と対立する（競争原理の否定のうえにたつ）株式会社を，産業資本じしんがおのがものとし，社会体制化せしめたところに求められなければならない。

6．産業資本の株式会社化（株式資本化）にともなって，株式会社はあらたな諸表象を身につける。あるいは株式会社の諸規定が，より高次に展開されたものとなる。

6の1，上述のように株式会社の結合資本的性格は，生産力的基盤を得るにつれて一面で共同出資企業としての現象を前に押しだす。かつその共同出資性は，産業資本家が産業資本の運動のいわば外辺に資本片を投資（共同出資）するものから，次第に産業資本の運動の内部にむかうものとなる。これによって株式会社は，合名→合資→株式会社という発展系列上にある企業形態としての外観をつくりだす。

6の2，有限責任制についても同様のことがいえる。株式会社の有限責任制はほんらい，個人資本家が自己の事業を維持しつつその外への出資をおこ

なったことによって根拠づけられた，固有のものである。株式会社の資本結合が上記のごとく経済的内実をそなえるにつれ，有限責任制は資本物化・対象化・客観化を反映する経済的範疇となる。そのことによっても，株式会社は合名→合資会社からの発展系列上にある外観を確立するのである。

6の3，前期的株式会社においては，株式市場の存在すなわち資本動化の社会的機構は，かならずしも株式会社形成の重要な前提でなかった。産業資本段階には，株式市場は，主として産業資本家が「外」に投じた資金を回収しうる社会的機構として，公債市場を引き継ぐものとして発展する。その株式の市場化，流動化には，未だ明確な尺度標準をもたない株価を対象とする投機が，大きな役割をはたした。利子生み資本範疇が全社会に浸透するにつれ，あるいは産業資本じしんの株式会社化がはじまるにつれ，株式資本は払込みと同時にいわゆる二重の存在をあたえられるものとなってくる。すなわち資本動化の経済的基盤を得る。換言すればこれは，貨幣資本が，貸付資本としての運動と株式への投下とを常に秤量して行動する社会的機構の出現である。貨幣市場とならびこれと有機的に連繋する，資本市場の成立である。株式会社が一方で，如上の理由で合名・合資といった共同出資企業との本質的差異を不明瞭にしていくとすれば，他方でこの資本動化の社会的機構の存在こそ，株式会社を他の企業形態から区別する基本指標として，浮びあがってくるのである。

6の4，すなわち，いまや株式会社における資本結合は，資本動化の機構を不可欠の社会的装置として遂行される。このことは，資本動員の面，支配集中の面いずれにおいても，株式会社に独特の機能を付与する。既存の現実資本までをも貨幣形態に擬制して動化する資本結合は，あらゆる社会層のあらゆる遊休資金や資本片を徹底的に活動資本として動員し，敗退・退役資本家を中小株主群として併呑し，かつ，産業資本家相互の激しい支配への抗争を内包し，また統括する。産業資本が株式会社をおのがものにしたということは，たんに個々の産業大企業が株式会社に転じえたというにとどまらず，株式会社じしんの基盤と機能に決定的な変化，発展をもたらしたことを意味

するわけである。

6の5，株式会社は「社会化資本」の企業形態だといわれる。この「社会化」の意味も，歴史の発展につれてより高次に展開されている。当初それは，個別資本に対立する「結合資本」にたいしてあたえられるべき呼称であった。やがてそれは，生産力的な実体をそなえはじめる。株式会社によるしか実現しえない集積を，「社会化」概念はふくむようになる。最後に，社会体制として確立した株式会社にあっては，会社が社会的な貨幣資本のプールによってささえられるということが，決定的に重要になる。現実資本の諸々の差異は株券によって貨幣形態に通約され，資本じしんが商品となって資本家のあいだで転々売買される。「会社じたい」の存在はますます自然人としての個々の資本家をはなれる。すなわち資本の私的帰属を否定する性向を示す。かかる意味で株式会社が社会化資本 Gesellschaftskapital となるのである。

以上が本稿の論旨である。

独占資本主義段階の株式会社の規定要因にかんしてしばしばとりあげられる，資本動化，資本動員，支配集中，資本物化，社会化，等々の概念については，結合資本規定を根底におく以上のような歴史段階的考察によって，それぞれの位置，意義および相互の関係が明らかになるとかんがえるわけである。

またこの結論は，独占資本主義段階における株式会社の，その後の高次展開を考察するさいの出発点になるはずである。今日の株式会社にみられるあらたな諸現象（いわゆる所有と経営の分離・経営者支配，機関投資家の増大＝会社による会社支配，自己金融財務，等々）は，それぞれ上にあげたような規定要因の，いっそうの展開を反映しているのであろう。とりわけ，結合資本規定を根底におくわれわれの株式会社理解からいえば，つぎの変化に照射することから，高次展開論ははじまらねばならないだろう。すなわちわれわれは本稿で，株式会社が結合資本であるゆえに個別資本の広汎，普遍的な存在を前提し，その存在のうえにたつ特殊な企業形態でしかありえないことを説いた。かかる原理から生れる株式会社の諸特性を追跡してきたわけであ

る。今日でも株式会社は，その原理を喪失していない。たとえば今日の日本には，本稿にいう意味での株式会社はたかだか千あまりか数千程度を数えるにすぎず，それが百万をこす厖大な企業群と共棲している。しかしながら反面，この数千の株式会社は，生産や取引における比重からいうなら，もはや産業の基幹部分や突出した巨大部門のみならず，産業のほとんど全分野にみずから浸透し，全生産をそこに統括しようと指向している。株式会社は特殊な，例外的な企業形態であるが，しかしその生産における実体は，株式会社を普遍的存在たらしめようとする。生産の社会化のかかる高次の進展に対応するものとして，株式会社は，資本動員の機構としても，独占組織とのかかわりにおいても，企業内部の支配抗争のありかたとしても，形態上のあらたな現象を生みださずにはおかない。このことが，高次展開論の基礎視点になると思われるのである。